

一般社団法人日本老年歯科医学会 会員行動規範

(平成 21 年 6 月 20 日制定)

一般社団法人日本老年歯科医学会(以下、本学会という。)は、本会員相互及び国内外の関連学会との連携協力を行うことにより、本会員の老年歯科医学に関わる研究並びに会員の知識の普及に貢献するとともに、高齢者の保健・医療の進歩・発展を図り、もってわが国の学術の発展と国民の健康と福祉に寄与することを本会員共通の目的とする。この目的を実現するための諸活動を行うにあたっては、本学会の倫理綱領に基づき、本会員は以下の行動規範を遵守しなければならない。

(法令・規則等の遵守)

- 1 本会員は、わが国のすべての法令を遵守するとともに、本学会の定める定款、規程、綱領等を尊重し、遵守する責任を有する。

(社会的責任)

- 2 本会員は、日頃より培った専門知識や技術、経験を活かし、人類の健康の増進並びに社会福祉の向上に貢献する責任を有する。

(社会的規範・法律の遵守)

- 3 本会員は、本学会の公共性を重んじ、医療を通じて社会に奉仕するとともに、社会に不利益となる事態の発生を未然に防ぐよう努める。

(品位の保持と人格の向上)

- 4 本会員は、社会からの信頼を維持、向上するために、それを毀損する行為は厳に慎み、品位の保持と育成に努める。

(生涯学習)

- 5 本会員は、生涯にわたって自らの専門的知識、技術の維持向上に努め、常に最新の知識と技術のもとで、最善の判断と態度を示すよう、弛まず努力する。

(患者並びに被験者等の利益の尊重)

- 6 本会員は、研究、臨床、教育の活動において、患者並びに被験者からの参加の承諾を得る際には、意志決定をする上で必要な情報を十分に説明するとともに、患者等の自己決定権を尊重し、そのいかなる決定においても、患者等の不利益とならないよう、最善を尽くさなければならない。

(情報公開)

- 7 本会員は、自らが携わる研究、臨床、教育並びに学会活動に関する情報を国民に積極的に公開して国民の理解を深め、本学会に対する国民の信頼と尊敬の念が得られるよう努める。

(国際貢献)

- 8 本会員は、世界の医療の現況を鑑み、海外の専門組織と協調し、医療・福祉が十分に提供されていない国々や人々を援助し、その向上に貢献する。

(環境整備)

- 9 本会員は、治療のための周辺の医療環境を整備し、医療機器の厳格な管理と適正な利用に努める。また、責任ある研究の実施と不正行為の防止のために、自らの研究を健全に行うに足る環境を整える。

(研究活動)

10 本会員は、調査・研究の実施、研究費の使用及び研究成果の発表等にあたっては、調査・研究データや論文のねつ造、改ざん、盗用、二重投稿等の不正行為を行ってはならない。

(守秘義務)

11 本会員は、研究あるいは臨床等を通して、職業上患者や被験者等から知り得た個人情報並びに機密事項については、これを厳重に管理し、患者や被験者のプライバシーや人格、人権を侵害することのないよう、最大限配慮しなければならない。

(差別の排除)

12 本会員は、研究、臨床、教育並びに学会活動において、性別、年齢、社会的地位、経済的状況、身体的・精神的状況、思想、宗教、人種等によって個人を差別せず、公平に対応しなければならない。

(利益相反)

13 本会員は、自らの研究、臨床、教育並びに学会活動の遂行に際して、直接間接を問わず、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分な注意を払い、公共性を配慮しつつ、適切に対応しなければならない。

(倫理委員会の設置)

14 本行動規範に則して、本会員に不正行為等の問題行動があった場合には、倫理委員会によって当該会員の処分等を含め、対処に関して検討する。また本委員会は、会員の適正なる倫理観を涵養し、本規範に反する行為の発生を未然に防止するための倫理研修等のプログラムを実施することができる。

(附則)

15 この会員行動規範は、平成 21 年 6 月 20 日から施行する。